

## 訂正とお詫び

【新合格講座】のご受講をありがとうございます。

さて、新合格講座基本テキストの下記箇所において訂正が判明致しました。  
誠に申し訳ございません。  
下記内容に修正いたします。

### 【民法Ⅰ】

場所	誤	正
73 頁 (3)	なお、追認することができる時とは、本人が行為能力者となり、自分の取り消し得る行為を認識した時(124 条 2項は、特に成年被後見人について自己のなした行為の認識を要求した注意規定である)、また、法定代理人、制限行為能力者の保佐人、補助人が制限行為能力者の行った行為を知った時をいう(124)。	なお、追認することができる時とは、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後のことである(124 I)。もっとも、法定代理人、制限行為能力者の保佐人、補助人が追認をするとき、又は、制限行為能力者(ただし成年被後見人を除く)が法定代理人、保佐人、補助人の同意を得て追認をするときは、取消しの原因となっていた状況が消滅した後でなくとも追認することができる(同Ⅱ)。

### 【民法Ⅲ】

場所	誤	正
118 頁 ②2009-30-ウ	×	○

### 【行政法Ⅰ】

場所	誤	正
78 頁 ⑦2006-8-2	○	×